

あふれる笑顔のまち村上

第13回 猿沢地域まちづくり協議会 総会 議案書



令和5年度『あさひまつり地元産食材の料理』提供の様子





あいさつ+1（プラスワン）運動



昔の写真パネル展



合同広報紙「つつむ」

豊かな環境を守り、みんなの生きがいを生み出す
活力ある地域を創る



クリーン作戦



朝日さくら小サマーフェス・スノーフェス



令和5年度あいさつ+1（プラスワン）運動標語コンテスト受賞作品

最優秀賞

あいさつで みんなすてきな えがおさく

（小田 海斗さん 朝日さくら小3年）

優秀賞

あいさつは ころろをつなぐ 第一歩

（大滝 かなでさん 朝日さくら小3年）

優秀賞

あいさつで みんなの心を ぽかぽかに

（斎藤 彩花さん 朝日さくら小5年）

※学年は令和5年10月現在

令和5年度
猿沢地域まちづくり協議会 役員等名簿（旧体制）

令和6年3月31日 現在

No.	役職	氏名	集落	専門部会		備考
1	会長	サトウ 佐藤 倉一	板屋越		会長	
2	副会長	シダ 志田 カズヤ 一也	上野	産業交流部会	部会長	
3	副会長	カハシ 高橋 みゆき	猿沢	生活安心部会	部会長	
4	事務局長	サトウ 佐藤 進	寺尾	まちづくり推進部会	部会長	
5	理事	イシダ 石田 トモヤ 智也	宮ノ下	まちづくり推進部会	副部会長	
6	理事	マツダ 松田 崇	鶴渡路	まちづくり推進部会		
7	理事	イトウ 伊藤 ヒロコ 弘子	上野	まちづくり推進部会		
8	理事	スガイ 菅井 シンヤ 慎也	猿沢	まちづくり推進部会		前任者任期(～R6.3.31)
9	理事	カハシ 高橋 ヒロシ 浩司	猿沢	まちづくり推進部会		
10	理事	オオタキ 大滝 タトシ 貴敏	板屋越	まちづくり推進部会		
11	理事	ワタナベ 渡邊 リツ子 法隆	下中島	産業交流部会		
12	理事	ヨシダ 吉田 ハルヒ 春巳	鶴渡路	産業交流部会		
13	理事	トガシ 富樫 ユウジ 友二	鶴渡路	産業交流部会		
14	理事	カワムラ 川村 ハツミ 初美	川端	産業交流部会		
15	理事	キハラ 鬼原 ケニアキ 國昭	猿沢	産業交流部会		
16	理事	カハシ 高橋 マコト 誠	猿沢	産業交流部会		
17	理事	ホノイ 細井 トモコ 幹子	猿沢	産業交流部会		
18	理事	オオタ 太田 カツユキ 勝行	檜原	産業交流部会	副部会長	
19	理事	サトウ 佐藤 サユリ	寺尾	生活安心部会		
20	理事	イシダ 石田 カズヤ 一也	宮ノ下	生活安心部会		
21	理事	カサカワ 笠川 シンユキ 義之	下中島	生活安心部会	副部会長	
22	理事	サイノウ 斎藤 マサル 優	上野	生活安心部会		
23	理事	カワムラ 川村 サトシ 智	川端	生活安心部会		
24	理事	オオタ 太田 ヤスカズ 康和	檜原	生活安心部会		
25	理事	サトウ 佐藤 キヨ子 恭子	板屋越	生活安心部会		
26	監事	カハシ 高橋 ジ イチ 治一	猿沢			
27	監事	マスコ 増子 セイイチ 誠一	板屋越			

令和6年度 猿沢地域まちづくり協議会 評議員会名簿

令和6年4月1日 現在

No.	役職	氏名	集落	備考
1	評議員	サトウ マサハル 佐藤 政春	寺尾	区長
2	評議員	タキ カズキ 玉木 和幸	宮ノ下	区長
3	評議員	カハシ ミル 高橋 実	下中島	区長
4	評議員	サトウ カズキ 佐藤 克之	鶴渡路	区長
5	評議員	アベ セイイチ 阿部 成一	上野	区長
6	評議員	サイノウ ヒサオ 齋藤 久夫	川端	区長
7	評議員	スズキ シンタロウ 鈴木 芳太郎	猿沢	区長
8	評議員	ワタナベ テツエイ 渡邊 哲栄	檜原	区長
9	評議員	オオタニ シン吾 大滝 正吾	板屋越	区長

令和6年度 猿沢地域まちづくり協議会 代議員名簿

令和6年4月1日 現在

No.	氏名	集落	No.	氏名	集落
1	サウ 佐藤 和宏	寺尾	17	キハラ 誘子	猿沢
2	サウ 佐藤 美和	寺尾	18	イウエ 又男	猿沢
3	イシダ 昭也	宮ノ下	19	サイトウ 利文	猿沢
4	オオタキ 大滝 均	宮ノ下	20	サイトウ 文徳	猿沢
5	サウ 後藤 勝徳	下中島	21	カハシ 篤橋 俊	猿沢
6	シタ 志田 徹	鵜渡路	22	オオタ 太田 聡	檜原
7	シタ 志田 玄	鵜渡路	23	オオタ 太田 成巳	檜原
8	シタ 志田 稲子	鵜渡路	24	ワタナベ 渡邊 考行	檜原
9	サウ 佐藤 智恵子	鵜渡路	25	オオタ 太田 千草	檜原
10	アベ 阿部 健太	上野	26	オオタ 太田 雄二	檜原
11	サイトウ 齋藤 彩子	上野	27	オオタキ 大滝 政治	板屋越
12	サイトウ 齋藤 郁子	上野	28	サウ 佐藤 大志	板屋越
13	カワムラ 川村 薫	川端	29	サウ 佐藤 武行	板屋越
14	キハラ 鬼原 和夫	猿沢	30	サイトウ 齋藤 直幸	板屋越
15	ワタナベ 渡辺 学	猿沢	31	オオタキ 大滝 由美子	板屋越
16	カハシ 篤橋 京子	猿沢			

第13回 猿沢地域まちづくり協議会 総会

日 時：令和6年4月27日（土）

午後 5 時 30 分～

会 場：朝日みどりの里

《次 第》

1. 開 会

2. あいさつ

- ・猿沢地域まちづくり協議会 会長 佐藤 倉一

3. 祝辞および来賓紹介

- ・朝日さくら小学校 校長 椎 澤 毅 夫 様
- ・猿沢地地区区長会会長 猿沢区長 鈴 木 芳太郎 様
- ・村上市朝日支所 支所長 五十嵐 忠 幸 様

4. 議長及び議事録署名人の選出

5. 議 事

- ・第1号議案 令和5年度事業報告及び収支決算報告について
(監査報告)
- ・第2号議案 役員の選出について
- ・第3号議案 令和6年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について

6. 議長退任

7. 閉 会

《懇親会次第》

1. 開宴のあいさつ（猿沢地域まちづくり協議会 会長）

2. 乾 杯

～ 祝 宴 ～

3. 万歳三唱

第 1 号議案

令和 5 年度事業報告及び収支決算報告について（監査報告）

令和 5 年度の事業報告及び収支決算報告について、別紙により承認を求めます。

令和 6 年 4 月 2 7 日 提出

令和 6 年 4 月 **2 7** 日 承認

猿沢地域まちづくり協議会

会 長 佐 藤 倉 一

令和5年度 事業報告書

区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	効果・課題等
まちづくり推進部会	(1) 地域をピーアールする情報発信する				
	朝日地区合同広報紙「つつむ」の内容検討・発行	年3回 (6月・10月・2月)	全世帯	協議会活動や、集落行事等を地域の皆さんへ紹介するため広報紙を発行する	今年度は予定どおり6.10.2月に発行した。朝日地域内へ各種情報発信を図った。朝日全域に配布されることによって広く情報発信ができた。読み手の興味を引く紙面づくりと多くの人の目にふれられることが課題。
	地域や集落のPR資料冊子の配布・販売	通年	全住民	平成31年3月に製作した、地域の情報・魅力をPRし、集落マップにもなる冊子を配布又は販売する R5年度は1冊販売のほか朝日さくら小に配布。	猿沢地域の魅力の共有と内外への情報発信を図る。ホームページのトップに掲載し販売の周知を図る。
	(2) 地域・他団体・小学校等の連携や支援を推進する				
	集落活性化支援事業	第一回申請締切 6月15日 第二回申請締切 10月31日	集落及び各種団体	集落や団体の実施事業へ助成金を交付 ※資料あり	各集落や団体の特色ある地域活動の維持・活性化を図ることができた。地域行事のほか、集落の環境整備などに活用することができた。
産業交流部会	(1) 住民交流のための事業を支援・推進をする				
	地域住民交流事業『料理交流会』	中止	全住民	地域住民交流活動事業として『料理交流会』を予定していた。	本格的に事業が動き出し、さくら小のサマーフェスが急速事業に加わり、パネル展を多く実施することになり、実施時期の予定が厳しくなったため中止。
	あさひまつり地元産食材料理ブース出店	10月15日(日)	全住民	4年ぶりにあさひまつりが実施され、今回は郷土料理ではなく、地元産のものを使用した酸辣湯。今までの大用した料理としメンマを利用したスープの提供をした。(110杯販売)	協力隊の木村隊員が携わっている伸びたタケノコのメンマを使用した酸辣湯。今までの大用より作業工程が簡素になった。継続して提供できるようにしたい。
	朝日さくら小学校サマーフェスティバル	8月26日(土)	朝日さくら小学校児童及び校区住民	塩野町と合同で朝日さくら小でサマーフェスティバルを開催。体育館内で縁日風でゲームやスナック等を提供し、最後に打ち上げ花火を実施した。	初めての試みであったが、子どもから大人までゲームを楽しんでいた。わたあめを提供したが、暑さのため難しい状況だった。
	朝日さくら小学校スノーフェスティバル	2月10日(土)	朝日さくら小学校児童及び校区住民	塩野町と合同で朝日さくら小でスノーフェスティバルを開催。雪がなく雪像作りができなかったが、凧つくりとプラカップ灯籠。昨年と同じく打ち上げ花火を実施。	雪像づくりを計画したが、雪がなかったため凧つくりに変更。子どもたちが自分でつくり、遊んでいた。急遽プラカップ灯籠も行い、参集者の目にとまった。
	(2) 他地域との交流を図り関係人口の増加を図る				
	観光施設等との連携事業『昔の写真パネル展』	令和6年 ①1月13日(日)～2月11日(日) ②3月9日(土)～4月7日(日)	全住民ほか	朝日みどりの里を中心に観光施設と連携できる事業を検討し、①朝日きれい館のロビーにて昔の写真パネル37枚を展示。②文化会館のロビーでも2か年分67枚を展示した。	役員の手持ちの写真や知人等から借りた昔の写真のパネルにして朝日きれい館に展示。地域内外からの利用者が多く、猿沢地域を知ってもらうための効果があった。また、文化会館に展示することでより多くの人に見てもらうことができた。
	(3) 地域特産を活かした体験や交流を推進する				
	シルクフラワー製作体験	未実施	全住民	シルクフラワー等の製作体験イベントを開催し、シルクフラワーやまゆクラフトの普及拡大、技術の継承、住民活動の充実を図る	朝日村まゆの花の会と連携しながら地域の特産の継承に努める。
	鮭の塩引き作り体験	11月14日(火)	朝日さくら小学校	地域の食文化・技術の継承のため、鮭の塩引き作り体験を実施する	生鮭を提供。日頃小学生が取り組む機会の少ない伝統料理技術の継承ができた。
	スキーボランティア	1月24日(水) 25日(木)	スキー授業ボランティア1名	朝日さくら小学校のスキー授業の講師ボランティア等で支援をし、冬期スポーツの楽しさを伝える	まち協議員にボランティアのお願い文書を送付。役員1名参加。

区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取 組 内 容	効果・課題等
生活 安 心 部 会	(1) 住民同士が支え合い、安心して暮らせる仕組みを推進する				
	あいさつ+1(プラスワン)運動	通年 (5月～3月)	全住民	地域ぐるみのあいさつ運動を展開する	マナーアップと世代間交流の促進が図られている。活動が定着している。令和4年度からは朝日さくら小学校の児童委員も一緒に参加し登校してくる児童にあいさつしている。また、標語コンテストも継続実施し、参加賞をさくら小へ贈呈する。
		9月～10月	小学生等	標語コンテストの開催 (朝日さくら小学校3～6年)	
	(2) 課題解決のための地域支援を図る				
	地域の茶の間や集落座談会の支援	未実施	集落住民	少子高齢化と担い手不足が進む地域で、いつまでも生き甲斐を持って暮らすためには、どうしたら良いのかを、一緒に考える会を1つの集落で開催する。	集落座談会への支援が出来るよう今後検討を行う。
	(3) 地域の景観整備を推進する				
猿沢地域一斉クリーン作戦	6月10日(土)	全住民	地域全体で一斉に環境美化活動を行った(ゴミ収集日に実施) 全参加者数137人、可燃ごみ23袋(大)	昨年と同様一斉クリーン作戦が実施できた。集落の事業などで参加者は少ない地域もあったが、コロナ明け実施の2年目で参加者の微増が見られた。地域をきれいにする気持ちが醸成された。	
芝桜の植栽整備事業 植栽場所の整備 芝桜の株分け会	5月14日(土) 10月21日(土)	役員	猿沢コミュニティセンター駐車場の国道側法面に芝桜の植栽部分の整備。 株分け会の実施日に大雨の為、事実上中止。来場者への提供用として25株準備し、22株の提供ができた。	今年度1回の植栽場所の整備(草取り)の実施。地域の方にも整備(草刈り)・管理を行ってもらえた。広めるための株分け会は中止としたが、来場者に株を持って行ってもらよう臨機応変に対応できた。	
協議会 全 体 事 業	(1) 猿沢地域まちづくり協議会全体事業				
	全体研修会	3月9日(土)	猿沢まち協 役員等	役員が変わった時に、まちづくり協議会とは何が分からない役員が多い為『まち協とは』の学習会を開催。 新旧役員24名参加。	新旧役員会に合わせて、役員対象に学習会を行った。設立当初の様子を聞くことができた。
	(2) 朝日地区まちづくり協議会連絡会議による連携事業				
	あさひまつり地元産食材料理ブース出店【再掲】	10月15日(日)	全住民	4年ぶりにあさひまつりが実施され、今回は郷土料理ではなく、地元産のものを使用した料理としメンマを利用したスープの提供をした。	
	役員研修事業	3月6日(水)	朝日地区内 5まち協 役員	まち協役員に対して研修を行うことで、まちづくりに関する様々なノウハウを広く学び、今後の各地域のまちづくりを担う人材を育成する。今回は先進地の宮城県白石市斎川地域からオンラインで講演をしていただき、若者や女性が事業に参加するための手法を研修した。	
広報事業『つつむ』【再掲】	6月・10月・2月	朝日地区 全戸	令和3年度から朝日地区5つのまち協で合同で通信を発行する。朝日地区各まちづくり協議会情報のお知らせや連絡会議事業のPRを行う。 A3両面2枚(8ページ)カラー印刷、朝日地区全戸配布		

集落活性化支援事業助成金 (助成金＝事業費の2/3、集落合計額上限50,000円)

団体	番号		事業の概要	内容及び効果	
寺尾	1	事業名	集落表示看板改修事業	内容	・集落名標示看板の改修(看板保持柱の取り換え・看板の補修・塗装ほか)・既存の集落名標示看板が経年劣化のため痛みが著しく、倒壊の危険性があり景観上にも支障が出ていることによるもの。
		事業主体 実施日 参加人数 事業費 助成金	寺尾区 R5.10.1 14人 80,601円 50,000円	効果	・予算内ではすべての費用を賄えないが、不足分は集落から支出し、住民ボランティア作業により対応する。 ・住民参加を呼びかけることにより、コミュニティに対する一体感の醸成が期待できる。
計	1件	助成金	50,000円		
宮ノ下	1	事業名	農林漁業祭	内容	・集落役員を始め集落組織、若衆の会、PTAの皆さんが集まり食事をしながら一緒に食べる。 ・子ども達に向け、焼きそば・ヨーヨー・りんご飴などを振る舞う。
		事業主体 実施日 参加人数 事業費 助成金	宮ノ下公民館 R5.11.19 39人 35,064円 23,000円	効果	伝統行事の継承と地域住民の親睦を深める
計	1件	助成金	23,000円		
下中島	1	事業名	集落表示看板改修事業	内容	・景観・環境保全事業として、既存の集落看板の老朽化に伴い、新標示看板の製作と設置を行う。
		事業主体 実施日 参加人数 事業費 助成金	下中島区 R5.5～R5.7 38人 48,400円 32,000円	効果	集落住民を始め集落外からの来訪者が新しい標示看板を見て、集落の位置が分かり、集落に対して一層の親しみや関心を高めるきっかけになる。
計	1件	助成金	32,000円		
鵜渡路	1	事業名	集落看板作成事業	内容	・平成16年に作成した集落看板が老朽化し、危険なために撤去したので、新たに作成する。
		事業主体 実施日 参加人数 事業費 助成金	鵜渡路公民館 R5.7～R6.3 8人 199,944円 50,000円	効果	・対外的に集落の位置を明示し、わかりやすくし、景観を良好にする。
計	1件	助成金	50,000円		
上野	1	事業名	どんと焼き(さいの神)	内容	・年1回集落住民他を対象とし、参加人員は42人。
		事業主体 実施日 参加人数 事業費 助成金	上野区 R6.1.21 45人 27,971円 18,000円	効果	・多くの住民が参加することにより、作る技術の伝承や子供たちの住民同士の交流や親睦が図られる。
計	1件	助成金	18,000円		
猿沢	1	事業名	猿沢イルミネーション事業	内容	猿沢集落の中央部を北から南へ流れる「前の川」周辺にイルミネーションを設置する。
		事業主体 実施日 参加人数 事業費 助成金	猿沢区 R5.11～R6.2 — 101,200円 50,000円	効果	猿沢区民に対して癒しの効果、また周辺を明るく照らすことにより、防犯の効果も期待できる。
計	1件	助成金	50,000円		
檜原	1	事業名	檜原運動会	内容	紅白の対抗戦、子どもから高齢者まで参加できるプログラムを用意し、無理なく気軽に集まれるように計画する。
		事業主体 実施日 参加人数 事業費 助成金	檜原区 R5.6.4 43人 41,565円 27,000円	効果	住民の日ごろ運動する姿も見られ、世代間交流の推進や親睦が深まることが期待できる。
	2	事業名	檜原収穫祭	内容	秋の収穫に感謝し、来年の豊作を祈願し区民の親睦を深める。
		事業主体 実施日 参加人数 事業費 助成金	檜原区 R5.10.29 42人 40,380円 23,000円	効果	子どもから高齢者まで集まる機会をつくり、集落の食文化の伝承や住民同士・世代間交流が推進される。
計	2件	助成金	50,000円		

団体	番号		事業の概要	内容及び効果	
板屋越	1	事業名	ホイホイ事業	内容	毎年恒例となっている伝統を受け継ぐ集落のホイホイの実施に併せ温かい飲食を振る舞い、宝さがしや運試しくじなどにより、子どもから大人まで楽しめるふれあいの機会の場とする。
		事業主体	板屋越区		
		実施日	R6.2.11	効果	伝統行事ホイホイに遊び心を加えた内容により多くの区民の参加を図り、コミュニティの維持・向上並びに集落の活性化につなげる。さらに伝統行事の継続とともに継承を図り担い手確保の一助と考える。
		参加人数	115人		
		事業費	90,000円		
計	1件	助成金	50,000円		
猿沢ソフトボール	1	事業名	芸術・文化・スポーツ事業	内容	・朝日地区ソフトボール協会主催の定例会、ナイターリーグ等の大会に参加 ・愛ランドあさひ主催のスポーツ大会に参加。 ・猿沢区、公民館事業に協力。
		事業主体	猿沢ソフトボールクラブ(SSKC)		
		実施日	R5.6.5～10.31	効果	・ソフトボールを通して他地域との交流を深め、猿沢地域の発展に寄与している。
		参加人数	17人		
		事業費	12,000円		
計	1件	助成金	8,000円		
合計	10件		事業数:10事業(9団体) 助成金:331,000円		※川端集落は申請あり、都合により中止。

令和5年度 猿沢地域まちづくり協議会収支決算書

収入

単位：円

区分	決算額	予算額	補正	比較	説明
1 前年度繰越金	330,862	330,862	0	0	
2 地域まちづくり交付金	1,690,000	1,690,000	0	0	村上市地域まちづくり交付金
3 繰入金	0	0	0	0	
4 雑収入	55,455	47,138	0	8,317	冊子販売収入 1,000 クリーン作戦時在庫飲料販売収入 1,500 さくら小サマーフェス収入折半分 29,700 さくら小スノーフェス収入折半分 12,250 あさひまつり売上 11,000 預金利息 5
合計	2,076,317	2,068,000	0	8,317	

支出

単位：円

区分	事業	決算額	予算額	補正	比較	説明
1	まちづくり推進経費	331,000	555,000	△ 201,000	△ 23,000	
	1 情報発信事業	0	5,000	0	△ 5,000	
	2 集落活性化支援事業	331,000	550,000	△ 201,000	△ 18,000	集落活性化支援事業補助金 331,000
2	産業交流経費	395,553	412,000	1,000	△ 17,447	
	1 産業交流活性化事業	385,653	385,000	1,000	△ 347	昔の写真パネル展 164,006 法被クリーニング 8,200 朝日さくら小サマーフェス経費折半分 72,680 朝日さくら小スノーフェス経費折半分 84,575 あさひまつり料理出店経費ほか 56,192
	2 地域特産活用事業	9,900	27,000	0	△ 17,100	塩引き鮭作り体験 9,900
3	生活安心経費	109,919	234,000	0	△ 124,081	
	1 支え合い推進事業	63,470	144,000		△ 80,530	あいさつ運動標語コンテスト経費 11,330 あいさつ＋1のぼり旗 52,140
	2 景観整備事業	46,449	90,000		△ 43,551	一斉クリーン作戦 38,590 芝桜植栽整備および株分け会 7,859
4	組織運営経費	628,286	767,000	0	△ 138,714	
	1 報償費	176,000	211,000	0	△ 35,000	総会出席者報償、役員報償、役員外部員報償
	2 費用弁償	70,000	116,000	0	△ 46,000	会議出席見合い
	3 需用費	216,980	152,000	100,000	△ 35,020	消耗品費・まち協Tシャツ作成
	4 役務費	49,306	65,000	0	△ 15,694	書類等郵送料、振込手数料
	5 使用料及び賃借料	13,000	20,000	0	△ 7,000	会場借用料
	6 負担金	103,000	203,000	△ 100,000	0	朝日地区まちづくり協議会連絡会議
5	積立費	200,000	0	200,000	0	
	1 積立費	200,000	0	200,000	0	朝日地区まちづくり協議会全体事業
6	予備費	0	100,000	0	△ 100,000	
	1 予備費	0	100,000	0	△ 100,000	
合計		1,664,758	2,068,000	0	△ 403,242	

収入合計 2,076,317 支出合計 1,664,758 次年度繰越金 411,559 円

※市からの交付金額の25%（繰越上限目安）
422,500

積立金台帳

積立金の名称	朝日地区合同事業基金				
積立の目的	朝日地区5つのまちづくり協議会が合同で行う事業のため				
積立開始年月日	令和4年3月24日				
積立終了予定年月日	令和7年3月24日				
保有方法	定期貯金(北新潟農業協同組合)				
移動年月日	異動事由	増加額	減少額	現在高	備考
R4.3.24	設置	500,000		500,000	
R5.3.24	利息	9		500,009	自動継続
R6.3.22	積み増し	200,000		700,009	
R6.3.24	利息	9		700,018	自動継続
	以下余白				

備 品 台 帳

No.	分 類	物 品	規 格	購入日	価 格	購入先	保管場所	備考
1	写真・光学 器具類	デジタ ル カメ ラ	CANON EOS M10 EF-M15-45	H27.12.15	31,860	(資)ほんぽ	村上市朝日 支所 地域振興課 事務室	塩野町地域ま ちづくり協議 会と共有 持分 1/2 総額 63,720 円
2		以下余白						
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

監 査 報 告 書

猿沢地域まちづくり協議会規約第20条第2項の規定に基づき、令和5年度猿沢地域まちづくり協議会事業報告書並びに決算報告書について監査を実施しましたので報告します。

記

監査の結果

- (1) 事業報告書は、猿沢地域まちづくり協議会の事業運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 収入支出の証拠書類及び預金通帳を照合した結果、誤りなく適正に処理していると認めます。

以 上

令和6年 4 月 4 日

監 事 高橋 治 

監 事 増子 誠 

第2号議案

役員の選出について

猿沢地域まちづくり協議会役員の選出について、次のとおり承認を求めます。

役職	氏名	集落
会 長	佐藤 倉一	板屋越
副会長	高橋 みゆき	猿沢
〃	太田 勝行	檜原
事務局長	笠川 義之	下中島
監 事	高橋 治一	猿沢
監 事	増子 誠一	板屋越

令和6年4月27日 提出

令和6年4月**27**日 承認

猿沢地域まちづくり協議会
会 長 佐 藤 倉 一

令和6年度 猿沢地域まちづくり協議会 役員等名簿（案）

令和6年4月1日 現在

No.	役職	氏名	集落	専門部会		備考
1	会長	サウ 佐藤 クライチ 倉一	板屋越		会長	
2	副会長	タハシ 高橋 みゆき	猿沢	まちづくり推進部会	部会長	
3	副会長	オオタ 太田 勝行	檜原	産業交流部会	部会長	
4	事務局長	アサカワ 笠川 シュウキ 義之	下中島	生活安心部会	部会長	
5	理事	イタガキ 板垣 剛	寺尾	まちづくり推進部会		
6	理事	イシダ 石田 智也	宮ノ下	まちづくり推進部会	副部会長	
7	理事	サウ 佐藤 ヒロト 宏登	鵜渡路	まちづくり推進部会		
8	理事	コノ 小田 春海	川端	まちづくり推進部会		
9	理事	スガイ 菅井 シンヤ 慎也	猿沢	まちづくり推進部会		
10	理事	オオタニ 大滝 貴敏	板屋越	まちづくり推進部会		
11	理事	ワタベ 渡邊 ヨシタカ 法隆	下中島	産業交流部会	副部会長	
12	理事	サウ 佐藤 マサキ 正樹	鵜渡路	産業交流部会		
13	理事	トヤマ 遠山 ユキ 美由紀	上野	産業交流部会		
14	理事	キハラ 鬼原 ケンアキ 國昭	猿沢	産業交流部会		
15	理事	イノウエ 井上 トモ 富美子	猿沢	産業交流部会		
16	理事	ホソイ 細井 幹子	猿沢(檜原)	産業交流部会		
17	理事	サウ 佐藤 サユリ	寺尾	生活安心部会		
18	理事	イシグロ 石黒 カズヤ 一也	宮ノ下	生活安心部会		
19	理事	トシ 富樫 千尋	鵜渡路	生活安心部会	副部会長	
20	理事	サイトウ 齋藤 ノブ 信人	上野	生活安心部会		
21	理事	カワムラ 川村 ヤスユキ 康之	川端	生活安心部会		
22	理事	オオタ 太田 ヤスカズ 康和	檜原	生活安心部会		
23	理事	サウ 佐藤 恭子	板屋越	生活安心部会		
24	監事	タハシ 高橋 ジイチ 治一	猿沢			
25	監事	マズ 増子 セイイチ 誠一	板屋越			
26	まちづくり サポーター	サウ 佐藤 ススム 進	寺尾	まちづくり推進部会		旧まちづくり推進部会長
27	まちづくり サポーター	イシダ 志田 カズヤ 一也	上野	産業交流部会		旧産業交流部会長

第 3 号議案

令和 6 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について

令和 6 年度の事業計画並びに収支予算について、別紙案により承認を求めます。

令和 6 年 4 月 2 7 日 提出

令和 6 年 4 月 **2 7** 日 承認

猿沢地域まちづくり協議会
会 長 佐 藤 倉 一

令和6年度 事業計画(案)

区 分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	備 考
まちづくり推進部会	(1) 地域をピーアールする情報発信する				
	朝日地区合同広報紙「つつむ」の内容検討・発行	年3回	全世帯	協議会活動や、集落行事等を地域の皆さんへ紹介するため広報紙を発行する	
	地域や集落のPR資料冊子の販売	通年	全住民	平成31年3月に製作した、地域の情報・魅力をPRし、集落マップにもなる冊子を販売する	
	(2) 地域・他団体・小学校等の連携や支援を推進する				
	集落活性化支援事業	年2回申請を受付	集落及び各種団体	集落や団体が開催する事業へ助成金を交付し、地域活性化を支援する。補助率2/3以内、上限5万円。5月末迄と、10月末迄の年2回申請受付期限を設ける	
産業交流部会	(1) 住民交流のための事業を支援・推進をする				
	地域住民交流事業	未定	全住民	地域住民交流活動事業として、地域の伝統料理などの推進やスポーツを推進するための交流会を開催する。	
	あさひまつり出店	10月中旬	全住民	あさひまつりにて出店する。猿沢地域の食材を利用した料理等をより多くの方にPRし、まつりの賑わいを創出する。	
	朝日さくら小学校連携事業(サマーフェス・スノーフェス)	8月・2月	小学生等	朝日さくら小学校を会場に塩野町まち協と連携をし、サマー及びスノーフェスティバルを開催する。小学校、まち協同士の関係を円滑にし、教育の推進、子どもたちがまち協への興味を高めることが目的。	
	(2) 他地域との交流を図り関係人口の増加を図る				
	観光施設等との連携事業『写真パネル展』	9月～3月	全住民ほか	朝日みどりの里を中心に観光施設と連携できる事業を検討する。	
	(3) 地域特産を活かした体験や交流を推進する				
	シルクフラワー製作体験	通年	全住民	朝日村まゆの花の会と連携し、シルクフラワー等の製作体験会等を開催し、まゆを活用した作品の普及拡大、技術の継承、住民活動の充実を図る	
	鮭の塩引き作り体験支援	11月頃	朝日さくら小学校	地域の食文化・技術の継承のため、鮭の塩引き作り体験の支援をする	

区 分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取 組 内 容	備 考
生活安心部会	(1) 住民同士が支え合い、安心して暮らせる仕組みを推進する				
	あいさつ+1(プラスワン)運動	通年 (5月～3月)	全住民	朝日さくら小であいさつ運動をする 地域でのあいさつ運動を推進する	
		9月～10月	小学生等	標語コンテストの開催	
	(2) 課題解決のための地域支援を図る				
	地域の茶の間や集落座談会・防災出前講座の支援	通年	集落住民	少子高齢化と担い手不足が進む地域で、いつまでも生き甲斐を持って暮らしたり、安心して暮らしたりするためには、どうしたら良いのかを、住民同士で考え、災害に強い地域にするための体験などを支援する。(現状の把握・出前講座の活用)	
	(3) 地域の景観整備を推進する				
	猿沢地域一斉クリーン作戦	6月8日(土)	全住民	地域全体で一斉に環境美化活動を行う (ゴミ収集日に実施する)	
	芝桜の植栽整備事業	①4月中旬～5月中旬 ②10月	全住民	猿沢コミュニティセンター駐車場の国道側法面に芝桜を植栽整備および株分け会を継続的に開催する。地域にひろげる活動について研究・検討する。	

猿沢地域まちづくり協議会全体事業

事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取 組 内 容	備 考
(1) 人材育成の推進を図る				
まちづくり研修会	未定	猿沢まち協 役員等	・先進地等の研修をし、まちづくりを行う人材を育成する	

朝日地区まちづくり協議会連絡会議による連携事業

事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取 組 内 容	備 考
あさひまつり出店【再掲】	10月中旬	全住民	元気で活力のある地域を目指すため朝日地区の恵まれた自然などの特性を活かした「あさひまつり」に参画する	
合同広報紙『つつむ』発行【再掲】	6月・10月・2月	朝日地区 全戸配布	朝日地区5つのまちづくり協議会合同で広報紙を発行。当番まち協がレイアウトを作成。各まち協1ページ掲載内容検討。	
役員研修事業	未定	朝日地区内 5まち協 役員等	役員の研修を行うことで、まちづくりに関する様々なノウハウを広く学び、今後の各地域のまちづくりを担う人材を育成する。	
地域・他団体・小学校等の連携や支援を推進する	3回	全住民	朝日中学校等との連携する事業を協議しながら進めていく	

令和6年度 猿沢地域まちづくり協議会収支予算書(案)

収 入

(単位:円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較	説 明
1 前年度繰越金	411,559	330,862	80,697	
2 地域まちづくり交付金	1,697,000	1,690,000	7,000	・市からの交付金
3 繰入金	0	0	0	
4 雑収入	30,441	47,138	△ 16,697	・あさひまつり売上 10,000円 ・さくら小連携事業収入 18,000円 ・冊子販売収入 2,000円 ・預金利息等 441円
合 計	2,139,000	2,068,000	71,000	

支 出

(単位:円)

区分	事 業	本年度予算額	前年度予算額	比較	説 明
1	まちづくり推進経費	555,000	555,000	0	
	1 情報発信事業	5,000	5,000	0	合同広報紙取材経費
	2 集落活性化支援事業	550,000	550,000	0	集落 5万円×9集落=450,000円 その他団体 5万円×2団体=100,000円
2	産業交流経費	482,000	412,000	70,000	
	1 産業交流活性化事業	455,000	385,000	70,000	・あさひまつり料理販売経費 50,000円 ・住民交流会 100,000円 ・観光施設連携事業 100,000円 ・スキーボランティア 5,000円 ・さくら小・塩野町まち連携事業(フェス) 200,000円
	2 地域特産活用事業	27,000	27,000	0	・塩引き作り体験 7,000円 ・シルクフラワー製作等体験 20,000円
3	生活安心経費	214,000	234,000	△ 20,000	
	1 支え合い推進事業	124,000	144,000	△ 20,000	・集落座談会等開催経費(委託費等)111,000円 ・あいさつ+1(プラスワン)運動 13,000円 (標語コンテスト消耗品・参加賞等)
	2 景観整備事業	90,000	90,000	0	・地域一斉クリーン作戦 40,000円 ・芝桜植栽部整備事業 50,000円
4	組織運営経費	788,000	767,000	21,000	
	1 報償費	207,000	211,000	△ 4,000	・役員等報償 (内訳)総会参加者 80,000円 役員 119,000円(25人分) その他部会員分 2,000円×4人分=8,000円
	2 費用弁償	118,000	116,000	2,000	・役員等報償(会議出席見合い) (内訳)役員 110,000円(25人分) その他部会員分 2,000円×4人分=8,000円
	3 需用費	145,000	152,000	△ 7,000	・事務用消耗品(印刷用紙、印刷機消耗品、 カラープリンタインク、封筒等) 115,000円 ・外部会合懇親会費負担金 30,000円
	4 役務費	65,000	65,000	0	・郵送料等 50,000円 ・振込手数料 15,000円
	5 使用料及び賃借料	20,000	20,000	0	・会場使用料
	6 負担金	233,000	203,000	30,000	・研修視察負担金 50,000円 ・朝日まち協連絡会議負担金 183,000円
5	積立金	0	0	0	
	1 積立金	0	0	0	朝日地区まち協合同事業
6	予備費	100,000	100,000	0	
	1 予備費	100,000	100,000	0	他団体との連携事業の推進に活用
合 計		2,139,000	2,068,000	71,000	

収支差引残高 なし

予算の区分・事業間の流用については会長に一任する。

猿沢地域まちづくり協議会の役員等報償及び費用弁償について(内訳)

1. 役員・監事・顧問の報償費及び費用弁償

所属	役職	報償費(年額)	費用弁償(会議等出席1回500円)	人数	報償費×人数	費用弁償×人数	備考
役員会	会長	13,000	7,500	1	13,000	7,500	会議出席15回を想定
	副会長 (兼専門部会長)	7,000	7,500	2	14,000	15,000	会議出席15回を想定
	事務局長 (兼専門部会長)	7,000	7,500	1	7,000	7,500	会議出席15回を想定
	専門部副部会長	5,000	5,000	3	15,000	15,000	会議出席10回を想定
	理事	4,000	4,000	16	64,000	64,000	会議出席8回を想定
監事		3,000	500	2	6,000	1,000	会議出席1回を想定
評議員会	顧問	3,000	1,000	-	-	-	会議出席2回を想定
	評議員	-	-	9	-	-	各集落区長
合 計				34	119,000	110,000	R6交付金(予定) 1,697,000円 の約 13.49%

※ 副会長、事務局長及び理事は、何れかの専門部会に所属し、部会長、副部会長、部会員を担当する。

2. 総会報償費

所属	役職	報償費	人数	報償費×人数	備考
総会(出席者のみ)		1,000	80	80,000	代議員、評議員、役員、役員外部員

3. 専門部会の報償費及び費用弁償(役員以外)

所属	役職	報償費(年額)	費用弁償(会議等出席1回500円)	人数	報償費×人数	費用弁償×人数	備考
専門部会	その他部会員	2,000	2,000	4	8,000	8,000	各部会3人まで(最大9人)

※ 専門部会の「その他部会員」(通称:まちづくりサポーター)は、役員会の承認を得た場合は、各部会3人まで置くことができる。

猿沢地域まちづくり協議会 総会資料編

- ・ 猿沢地域まちづくり計画
- ・ 猿沢地域まちづくり協議会規約
- ・ 〃 規約別表
- ・ 〃 組織図

第2次 猿沢地域まちづくり計画



～まちづくりの理念～

『豊かな環境を守り、みんなの生きがいを生み出す活力ある地域を創る』

令和4年4月

猿沢地域まちづくり協議会

猿沢地域まちづくり計画

1 地域の特徴、課題

（地理）

猿沢地域は、村上市の西部に位置し、北は男川沿いに塩野町地域と、東は高根川沿いに高根地域、三面川沿いに館腰地域と接し、西は、北から南西方向に伸びる山稜で旧村上市と接しています。地域のほぼ中央を縦貫する国道7号沿いに宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、猿沢、桧原、板屋越の7集落、県道村上朝日線沿いに寺尾集落、県道小揚猿沢線沿いに川端集落が点在しています。

（成り立ち）

明治22年に寺尾村、宮ノ下村、下中島村、鵜渡路村、上野村の合併により「鵜渡路村」、同じく川端村、猿沢村、桧原村、板屋越村が合併して「猿沢村」が誕生しました。明治34年に両村が合併して誕生したのが、本地域の母体となる「猿沢村」です。その後は、昭和29年に館腰村、三面村、高根村、塩野町村と合併し「朝日村」、平成20年に村上市、荒川町、神林村、山北町と合併して現在の「村上市」に至ります。

（産業）

本地域の基幹産業は稲作を中心とした農業であり、古くから地域経済社会の先導的役割を担うとともに、多様な価値観の創出や独自の文化・風土の形成に大きな影響を与えてきました。近年は、農業者の高齢化や担い手不足が進行しており、集落営農等による環境保全型農業への転換期を迎えています。

（観光）

猿沢集落の東、国道7号沿いには、市が運営する観光施設「みどりの里」があります。昭和60年の物産会館・食堂の建設を皮切りに温泉、屋根付き多目的ドーム、シルクフラワー工房、体験交流施設、宿泊施設、プール、農産物直売所など、多種多様な施設が整備されてきました。平成23年3月には日本海沿岸東北自動車道「朝日まほろばIC」が完成し、その先の延伸工事も進められており、敷地内には「道の駅」も併設されていることから、今後、さらなる都市との交流、地域情報の発信拠点として期待をしています。

（交通）

鉄道が整備されていない本地域においては、国道7号が交通の中心であり、自家用車や路線バスでの移動が主な交通手段です。しかし、路線バスの運行本数は年々減少しており、不便に感じている住民もいるのではないのでしょうか。

（人口）

人口は、昭和 30 年頃をピークに減少の一途を辿っており、少子高齢化が深刻化しています。人口減少は、空き家の増加、農地や山林の荒廃、地域扶助体制の衰退、産業や地域文化の担い手不足などが影響として挙げられます。

（地域の課題と組織づくり）

市町村合併により、行政の能力向上や効率的な運営が図られるようになった半面で、市民と行政の距離が遠くなったという声も聞かれます。また、地域づくりに対する市民の要望が多様化・高度化しており、行政の公正公平に基づく画一的なやり方では対応できない、地域資源を活かしきれない可能性があります。少子高齢化、集落活動の停滞などがささやかれる今、互いを支え、支えられる共通の目的意識を持ち、集える場として、「地域の元気づくり」に繋げることを目指すために、既存の仕組みや組織を見直し、行政と市民（地域）の役割分担の明確化を行い、市民（地域）が能力を発揮できる「元気なまちづくり」の仕組みを作っていく必要があります。

このような考えに基づき、地域コミュニティの核となっている、集落の取り組みを補完し、相互の連携や各種団体などが連携しあえる場として平成 24 年度より「猿沢地域まちづくり協議会」を組織し、猿沢地区の魅力の情報発信、集落活動の支援、賑いや一体感を生み出すイベント開催、あいさつ励行、ボランティアの活性化、郷土食など地域資源を活かした取り組み、農業体験イベント開催、歴史文化の伝承、地域美化活動など、多岐にわたる活動を展開していますが、協議会発足から 10 年経過し、保育園や小学校が統合したなかで、協議会の取組の見直しをかけながら、より地域と時代に求められる活動を展開していく必要があります。

2 まちづくりの理念、将来像（目標年度：8 年度）

猿沢地域では、地域と行政がお互いに知恵を出し合い、地域の資源などを活用して、地域の元気づくりと活力を高めていくために、まちづくりの理念と将来像を決定しました。

（理念）

『豊かな環境を守り、みんなの生きがいを生み出す活力ある地域を創る』を理念に掲げ、3つの将来像を達成するため、住民と行政が一体となり魅力ある地域を目指します。

（将来像）

- ・住民の集える場所があり、にぎわいと生きがいが生まれている
- ・住民同士の互いに支えあう仕組みが構築され、心身ともに健全な生活が営まれている
- ・地域の歴史文化、美しい景観が守られ、多くの人で賑わっている

3 具体的な取組みの方向性、実施事業等（計画年度：4 年度～8 年度）

基本方針	取組みの方向性や実施する事業
まちづくりへの関心と地域の歴史や伝統文化の継承の推進をする	地域をピーアールする情報発信をする
	地域・他団体・小学校等との連携や支援を推進する
	人材育成の推進を図る
住民同士が支え合い、安全安心に暮らせる地域をつくる	住民同士が支え合い、安心して暮らせる仕組みを推進する
	課題解決のための地域支援を図る
	地域の景観整備を推進する
地域の特産を活かした体験を通じ、住民同士の交流や地域外との交流を深め関係人口の増加を図る	住民交流のための事業を支援・推進をする
	他地域との交流を図り関係人口の増加を図る
	地域特産を活かした体験や交流を推進する

4 事業計画年度（実施年度：4 年度～8 年度）

基本方針	事業項目	重点実施	実施年度				
			4	5	6	7	8
まちづくりへの関心と地域の歴史や伝統文化の継承の推進をする	地域をピーアールする情報発信をする	●					
	地域・他団体・小学校等との連携や支援を推進する						
	人材育成の推進を図る						
住民同士が支え合い、安全安心に暮らせる地域をつくる	住民同士が支え合い、安心して暮らせる仕組みを推進する	●					
	課題解決のための地域支援を図る						
	地域の景観整備を推進する						
地域の特産を活かした体験を通じ、住民同士の交流や地域外との交流を深め関係人口の増加を図る	住民交流のための事業を支援・推進をする	●					
	他地域との交流を図り関係人口の増加を図る						
	地域特産を活かした体験や交流を推進する						

猿沢地域まちづくり協議会規約

平成24年 3 月 27 日制定

(目的)

第1条 本会は、猿沢地域の特性や課題に応じた活性化対策のために、この地域に暮す住民がお互いに知恵を出し、協力して、豊かな環境を守り、みんなの生きがいを生み出す活力ある地域の創造に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、猿沢地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、村上市岩沢5611番地、村上市朝日支所内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 住民の健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 住民の安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第5条 本会は、猿沢地域に居住する人及び事業を実施する個人若しくは法人又は地域で活動する各種団体（以下、構成員）をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 理事 21 名程度
- (5) 監事 2 名

2 役員は、構成員の中から各集落の区長が「別表1」により選出する。

3 会長、副会長、事務局長は、役員会において選出し、総会の承認を得る。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行でき

ないときは、その職務を代行する。

- 3 事務局長は、本会事務及び事務局を総括する。
- 4 理事は、本会の事業に参画する。
- 5 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

（役員任期）

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

（代議員）

第9条 構成員に代わって総会に出席する代議員を置く。

- 2 代議員は、役員および各集落の区長以外の構成員から各集落の区長が「別表2」により選出する。
- 3 代議員は、総会において、役員会が提案する議題を審議し、議決する。
- 4 代議員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補欠により選出された代議員任期は、前任者の残任期間とする。

（評議員）

第10条 本会に、評議員を置くこととし、各集落の区長が当たる。

（顧問）

第11条 本会は、有識者、アドバイザー等による顧問を必要に応じて置くことができる。

- 2 顧問は、役員会において選任し、総会の承認を得るものとする。

（会議）

第12条 本会の会議は、総会、役員会、評議員会及び専門部会とする。

（総会）

第13条 総会は、代議員をもって構成する本会の最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会の議長は、総会において出席代議員のうちから選出する。
- 5 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、出席代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改正に関すること。
 - (3) 役員、顧問及び専門部会の承認に関すること。
 - (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員の現在数及び出席者数（委任状提出者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(役員会)

第15条 役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議、決定する。

- 2 役員会は、監事を除く役員をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 3 役員会は、構成する役員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 4 役員会は、必要に応じて、評議員及び顧問の出席を求め、助言、指導等を受けることができる。

(評議員会)

第16条 評議員会は、評議員及び顧問で構成し、本会の運営に係る助言を行うものとする。

- 2 評議員会は、会長又は評議員の求めに応じ、開催することができる。

(専門部会)

第17条 本会は、事業を円滑に実施するために、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の種類は、役員会において決定する。
- 3 専門部会は、役員をもって構成する。
- 4 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、会長及び監事を除く役員の中から役員会において選出する。
- 6 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 8 専門部会には、役員以外の部員を置くことができる。
- 9 役員以外の部員は、専門部会において選任し、役員会の承認を得るものとする。
- 10 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第18条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、会務及び会計を掌握する。
- 4 事務局員は、事務局長を補佐し、本会の事務及び会計事務を処理する。
- 5 事務局員は、会長が任命する。

(会計)

第19条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、会費、寄付金及びその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合においては、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収入支出をすることができる。

(監査)

第20条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び積立金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の変更)

第21条 この規約は、総会において出席代議員の3分の2以上の議決を得なければ変更することはできない。

(書類及び帳簿の備付け)

第22条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第23条 本会が各種取組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第24条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成24年3月27日から施行する。

この規約の変更は、平成25年4月20日から施行する。

この規約の変更は、平成27年4月18日から施行する。

この規約の変更は、平成29年11月4日から施行する。

別 表(令和6年1月1日更新)

1. 役員の人数について

- ・役員のうち監事以外の人数は、任期が満了する直前の1月1日の住民基本台帳の人口により算出するものとし、集落毎に定数割2人、人口170人に1人の割合とする。

監事は、人口250人以上の集落から選出することとし、猿沢1名、板屋越1名を選出する。

(令和6年1月1日現在、単位:人)

集落	世帯数	男	女	人口	定数割	人口割	役員	監事
寺尾	25	39	42	81	2	0	2	
宮ノ下	40	51	59	110	2	0	2	
下中島	21	29	24	53	2	0	2	
鶉渡路	67	92	107	199	2	1	3	
上野	66	75	94	169	2	0	2	
川端	24	32	20	52	2	0	2	
猿沢	197	210	229	439	2	2	4	1
桧原	79	118	124	242	2	1	3	
板屋越	100	135	138	273	2	1	3	1
計	619	781	837	1,618	18	5	23	2

2. 代議員の人数について

- ・代議員の人数は、毎年1月1日の住民基本台帳の人口により算出するものとし、集落毎に定数割1人、人口60人に1人の割合とする。

(令和6年1月1日現在、単位:人)

集落	世帯数	男	女	人口	定数割	人口割	代議員	参考:人口前年比
寺尾	25	39	42	81	1	1	2	3
宮ノ下	40	51	59	110	1	1	2	△ 4
下中島	21	29	24	53	1	0	1	0
鶉渡路	67	92	107	199	1	3	4	0
上野	66	75	94	169	1	2	3	△ 1
川端	24	32	20	52	1	0	1	△ 2
猿沢	197	210	229	439	1	7	8	△ 5
桧原	79	118	124	242	1	4	5	1
板屋越	100	135	138	273	1	4	5	△ 13
計	619	781	837	1,618	9	22	31	△ 21

R6猿沢地域まちづくり協議会 組織図

村上市より

総会(代議員制)

・猿沢地域の住民で構成される最高の議決機関

(代議員の決定)

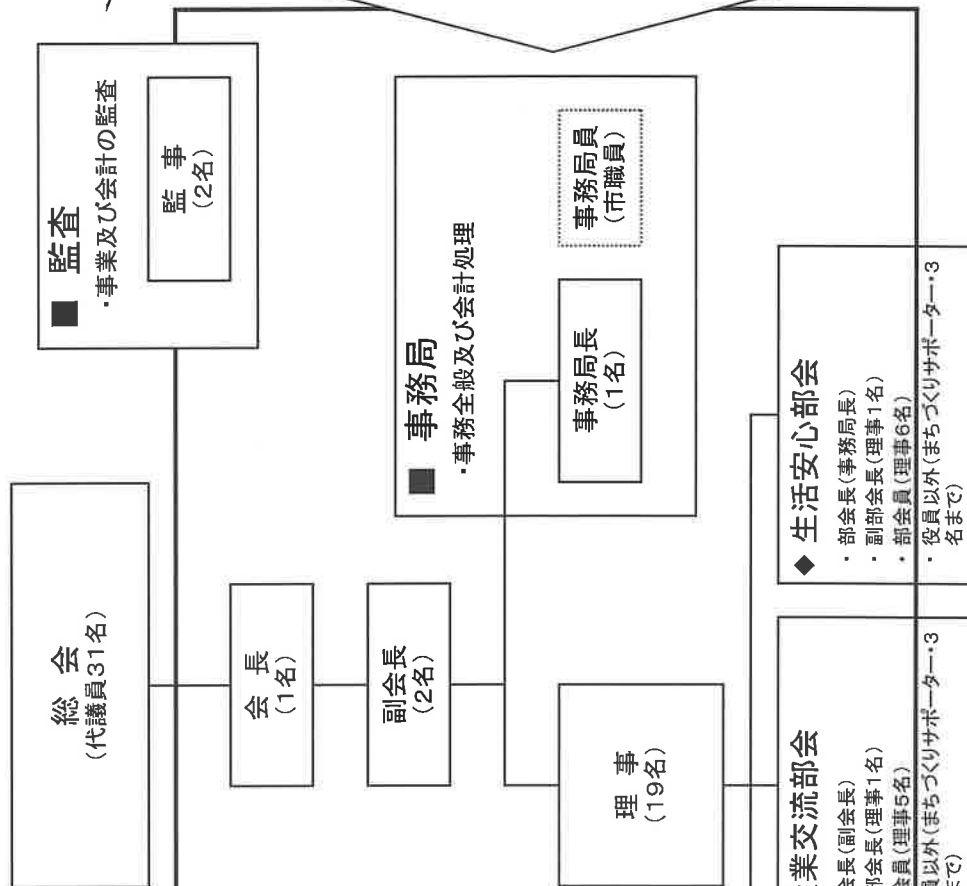
1. 代議員は、規約に基づき算出された人数を、各集落区長が選出する。

役員会(監事を除く23名)

・総会に付議する事項、本会の運営に関する事項を審議

(役員及び役職の決定)

1. 役員(理事及び監事)は、規約に基づき算出された人数を上限とし、各集落区長が選出するほか構成員の立候補があった時は役員会での審議を経て選出する。
2. 会長1名、副会長2名、事務局長1名は、理事の互選とし、監事とともに総会で決定する。
3. 理事は、いずれかの専門部会に所属し、参画する。(専門部会長の決定)
4. 副会長2名および事務局長は、いずれかの専門部会に所属し、部会長を担当する。
- (副部会長の決定)
5. 各専門部会の副部会長は、所属理事の互選とする。(役員以外の部員)
6. 各専門部会には、役員以外の部員をおくことができる。



協議会

○財政支援

・まちづくり交付金

○人的支援

・地域担当職員の配置

評価委員会

・協議会への助言

集落区長
(9名)

顧問

運営に係る助言

猿沢地域の人口

(令和6年1月1日現在)

集落	世帯	男	女	計
寺尾	25	39	42	81
宮ノ下	40	51	59	110
下中島	21	29	24	53
編渡路	67	92	107	199
上野	66	75	94	169
川端	24	32	20	52
猿沢	197	210	229	439
桧原	79	118	124	242
板屋越	100	135	138	273
計	619	781	837	1,618

参加・参画・評価

連携・協力・交流

事業・支援・広報

すべての地域住民・集落(区)・集落公民館・青年会・婦人会・老人会・小中学校PTA・各種団体など